

<p>教育委員長</p>	<p>それでは議事に入ります。初めに御教議第13号「御殿場市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」、御教議第14号「御殿場市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、及び御教議第15号「御殿場市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は関連がありますので一括議題といたします。</p> <p>それでは内容説明をお願いいたします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>それでは議案の朗読をさせていただきます。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>内容につきましては新旧対照表で説明致しますので、5ページ・6ページをお願いいたします。御承知の通り平成27年度から子ども子育て支援制度の施行がされます。市では幼稚園・保育園の窓口の一元化を求められ、本市としては幼稚園に関連する事務を子ども育成課で所掌することになっております。</p> <p>ただし、教育と人事に関することにつきましては従前どおり教育委員会が所掌することになっております。御教議第13号から14号・15号につきましては、これに伴う改正となりますので一括審議とさせていただきました。</p> <p>6ページとなりますが、まず、教育総務課の分掌事務の内、第3条教育総務課とありますが、第12号・第18号及び20号から24号までにつきましては、これを子ども育成課に移管することから、「市立幼稚園に関するものを除く」という言葉を加えるものであります。また、附則といたしましてこの改正の施行日は平成27年4月1日となります。先程申し上げた、人事・教育以外の部分がここにあらわされているものです。</p> <p>次のページをお願いいたします。ここで御教議第14号となりますので、また、議案を朗読させていただきます。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>9ページ・10ページをお願い致します。第2条の補助執行で、次の表の右欄に書かれる事務を補助執行させるという事になっています。これは、第1号の入退園に関する事、第2号の授業料等に関する事については既に平成26年度から、子ども育成課に移管されている事務です。この規則を、10ページに変更致しまして、これに加えまして平成27年度からは先程の分掌事務のところにあります。御殿場市立幼稚園に関する事の内、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の内、第23条第2・4・6・7・10号について子ども育成課に移管するものです。ここにございます第23条の2号は財産の管理に関する事になります。教育機関の</p>

	<p>用に供する財産です。第4号につきましては、児童及び幼児の入学・転学に関することとなります。第6号は、教材の取り扱いに関することです。教科書等は小・中学校のみですので教材のみが幼稚園に該当するものとなります。第7号は校舎その他施設器具の設備の整備に関することという事で、ハード整備に関することが子ども育成課に動きます。また、10号といたしまして学校その他これは幼稚園となりますが教育機関の環境衛生に関することというものを平成27年度から子ども育成課に移管することとなります。</p> <p>なお、附則となりますが施行日は平成27年4月1日となります。</p> <p>次のページをお願いします。御教議第15号についても、議案を朗読させていただきます。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>13・14ページをお開きください。こちらは従前、市長部局のから教育委員会へ補助執行があった訳ですが、第2条につきましては市長部局の事務を教育委員会に移管しておりますが、本文の第2条の市立幼稚園に関する事務を除くという文言を加えまして、第1号から第3号について子ども育成課がこの事務を執行するものがあります。また、第1号につきましては文言整理ということで、「管理」を「処分」という言葉に整理させていただいております。附則といたしましては、同じく施行日は平成27年4月1日となっております。</p> <p>御教議第13号から15号までの説明は以上です。</p>
教育委員長	ただ今御教議第13号、第14号、第15号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
教育委員長	質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議が無いようですので、御教議第13号「御殿場市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」、御教議第14号「御殿場市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、及び御教議第15号「御殿場市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第16号「御殿場市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。説明をお願い致します。
教育総務課長	ただいま議題となりました御教議第16号につきまして内容説

	<p>明をいたします。最初に議案の朗読を行います。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>17・18ページをお開きください。背景は先程と同様となりますが、子ども子育て支援制度が平成27年4月1日から開始されることに伴い、幼稚園の授業料が定額、月々7,000円から法改正に伴いまして所得に応じた授業料金額、応能負担となります。そのため、授業料徴収条例の廃止が予定されています。これは平成27年度末であります。これに伴いまして、新たな規則が設けられることとなりますので、まず第16号を削除して第17条を1条繰り上げるものです。</p> <p>なお、平成27年度につきましては授業料は従前通りとなり、7,000円となりますが、それについては経過措置で対応するという事になっています。</p> <p>また、19ページから24ページまでが様式の改正となっております。</p> <p>26ページをお願いします。こちら附則になりますが、施行期日につきましては第1項で子ども子育て支援法の施行の日という事で平成27年4月1日から施行という事になります。また、第2項で、従前の様式で通知されたものにつきましても有効とするという経過措置を設けているものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育委員長	ただ今内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
教育委員長	質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議が無いようですので、御教議第16号「御殿場市立幼稚園園則の一部を改正する規則の制定について」は原案通り承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議17号「御殿場市学校等体育施設夜間開放実施要綱の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。説明をお願いします。
教育総務課長	<p>それでは、議案を朗読させていただきます。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>31・32ページをお開きください。学校等体育施設の夜間開放事務につきましては、市長部局に文化スポーツ課が発足した時から担当を移管しておりましたが、要綱の改正漏れが今回判明したため、ここで改正するものです。また、これに併せまして、様式第3号の中にある「教育委員会社会教育課」というところを「文</p>

	<p>化スポーツ課」に直すものです。施行日は、34ページとなりますが公示の日からということになります。また、経過措置としまして先程と同様、第2項でありますが従前の規定により作成した帳票と用紙は当分の間、印刷のある限りは使用できることをこちらで規定しております。</p> <p>説明は以上であります。</p>
教育委員長	<p>ただいま御教議第17号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
教育委員長	<p>質疑も無いようですので、本案を原案通り承認することにご異議ございませんか。</p>
(異議なし)	
教育委員長	<p>ご異議が無いようですので、御教議第17号「御殿場市学校等体育施設夜間開放実施要綱の一部を改正する告示の制定について」は原案どおり承認することに決しました。</p>
教育委員長	<p>続きまして、御教議第18号「社会教育指導員の任命について」を議題といたします。それでは内容説明をお願いします。</p>
社会教育課長	<p>それでは議案書の35ページをご覧ください。最初に議案の朗読を行います。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>36ページが平成27年度における任命者の一覧となっております。社会教育指導員は、御殿場市社会教育指導員設置規則により設置しているもので、社会教育に関する専門的知識・指導技術を有する方から教育委員会が任命することとなっております。この度、平成27年度の任命について承認をお願いするものであります。</p> <p>各指導員はそれぞれ、青少年センター・家庭教育学級・はればればダイヤル等々、また図書館運営に関して担当して頂くということを想定しています。</p> <p>1番・2番は再任となります。3番・4番については新任です。5番についても再任となります。図書館の関係について指導頂く事となっております。</p> <p>なお、任命期間は1年間、平成28年3月31日までとなっております。</p> <p>説明は以上です。</p>
教育委員長	<p>ただ今内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
(質疑)	
教育委員長	<p>任期は3年でしょうか。</p>

社会教育課長	1年となっております。
教育委員長	他に何かございますか。他に質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議が無いようですので、御教議第18号「社会教育指導員の任命について」を原案どおり承認する事に決しました。
教育委員長	続きまして、御教議第19号「御殿場市立小・中学校の通学区を定める規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。それでは内容説明をお願いします。
学校教育課長	ただ今議題となりました御教議第19号につきまして内容をご説明申し上げます。最初に議案の朗読を行います。 (議案書朗読) この度の改正につきましては竈区に29組が新設されたため、通学区を定める規則の一部を改正するもので、別表中について所要の改正を行うものです。併せて、文言の整理を行います。具体的な説明につきましては新旧対照表で説明致しますので、議案書の39・40ページをご覧ください。富士岡小学校・朝日小学校の竈27組の後に29組を追加し、併せて文言の整理を行ったものです。文言の整理というのは、まで・及び等の言葉が入っております。 次に41ページ・42ページをご覧ください。富士岡中学校の竈27組の後に29組を追加しております。 以上で内容説明を終わりにさせていただきます。
教育委員長	ただ今内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
教育委員長	何かございますか。質疑も無いようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議が無いようですので、御教議第19号「御殿場市立小・中学校の通学区を定める規則の一部を改正する規則の制定について」を原案どおり承認する事に決しました。
教育委員長	次に、御教議第20号「平成27年度就学援助について」を議題といたします。本案については秘密会といたしますので、関係者以外は退席をお願いします。
(秘密会)	
教育委員長	それでは説明をお願いします。
学校教育課長	ただ今議題となりました御教議第20号について内容説明を致します。議案書43ページをお開き願います。最初に議案の朗読

	<p>を行います。</p> <p>(議案書朗読)</p> <p>(概要説明)</p>
<p>学校教育課 課長補佐</p>	<p>それでは、内容につきまして説明させていただきます。</p> <p>(内容説明)</p> <p>以上で内容説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>教育委員長</p>	<p>ただ今内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。</p>
<p>(質疑)</p>	
<p>教育委員長</p>	<p>他に質疑もないようですので、本案を一部修正して承認することにご異議ございませんか。</p>
<p>(異議なし)</p>	
<p>教育委員長</p>	<p>ご異議が無いようですので、御教議第20号「平成27年度就学援助について」を一部修正して承認することに決しました。</p>
<p>教育委員長</p>	<p>それでは秘密会を解き会議を続行します。</p> <p>他に何かございますか。</p>
<p>教育委員長</p>	<p>他に無いようですので、以上をもちまして御殿場市教育員会3月定例会を閉会といたします。</p>
<p>会議録署名人</p>	<p>上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。</p> <p style="text-align: right;">4番委員 _____</p> <p style="text-align: right;">5番委員 _____</p>